

ブラジルへの人員派遣に係る個人所得税等

KPMG ブラジル サンパウロ事務所

シニアマネジャー 赤澤 賢史

世界経済の牽引役である BRICs の 1 つとして挙げられているブラジルは、豊かな国土を背景とした鉱物資源・農産物の順調な輸出や、来年開催予定のサッカー・ワールドカップ、2016 年開催予定のリオデジャネイロ夏季オリンピックを控え、近年、日本から派遣される人数も増加傾向にあります。人員派遣に伴って、まず問題となるのは、その派遣者に係る個人所得税等の取扱いです。

本稿では、皆様方の理解の一助となるべく、法令の試訳をベースに、特に疑問を持たれる部分を中心に解説しています。

皆様方が個別案件等で実務において適用される場合には、必ず税務専門家への相談が必要です。

なお、本文中の意見は、筆者の私見であることをお断りいたします。



あかざわ 賢史
赤澤 賢史

KPMG ブラジル
サンパウロ事務所
シニアマネジャー

【ポイント】

- 通常、ブラジルでの労働査証取得後初めてブラジルに入国した日の翌月末を初回として、全世界所得の申告と納付を開始しなければならない。
- 駐在員に対する国外源泉所得に係る個人所得税の申告・納付は毎月行われ、暦年を単位とした年次確定申告と納付を翌年 4 月末までに行う。
- 18 歳以上の家族を扶養者として控除するには、それら家族自身の CPF（納税者番号）登録が必要である。
- 海外で要した医療費や教育費が控除可能であるかどうかを税務顧問に相談しておく必要がある。
- 最高税率は 27.5% であり、その他、社会保険（INSS）が別途 8%～11% 課される。
- 10 万米ドルを超える資産をブラジル国外に有する場合、ブラジル中央銀行に対して、年度末の当該資産の状況等を翌年 4 月頃までに報告しなければならない。

I はじめに

ブラジルの個人所得税は、連邦憲法第 153 条第 III 号および国家租税法である第 5,172/1966 号第 43 条および 44 条をその根拠として、具体的には法令第 3,000/1999 号第 1 卷（第 2 条から第 145 条まで。相続税の一部も規定。以下「所得税法」という）および規範的指針等の追加的な規定で定められている連邦税です。

ブラジルの個人所得税は、その構造自体、他国の制度と比べて決して複雑ではありませんが、頻繁な法令改正やその解説等がほぼポルトガル語のみである点、さらに高額な罰金等



が伴う点等で、日本企業の担当者にとって悩ましいものとなっています。

本稿では、ブラジルの個人所得税について、納税義務者（Ⅱ）、課税総所得（Ⅲ）、免税・非課税所得項目（Ⅳ）、課税所得の控除項目（Ⅴ）、申告方法（Ⅵ）、計算方法（Ⅶ）、税率（Ⅷ）、更正・罰金・遅延利息（Ⅸ）および実務上の考察（Ⅹ）について解説します。なお、相続関連、事業所得および農牧畜業従事者（Atividade Rural）の規定については解説を省略します。

Ⅱ 納税義務者

ブラジルの所得税法第1条では、いかなる所得や利益についても、同法の規定に準拠して個人所得税が課され、調査されると定められています。その課税の方法は、ブラジル居住者と非居住者とに大別されます。

1. ブラジル居住者・非居住者の定義

ブラジルの所得税法では、その納税義務者として、まず、ブラジル居住者と非居住者に分けて定義しています。

・ ブラジル居住者（所得税法第2条）

国籍、性別、年齢、婚姻状況および職業を問わず、利潤または資本利得を含む、いかなる性質の収入または利益に係る法的または経済的な使用権を有したブラジルに居住する自然人は、個人所得税の納税者となる（同条本文）。また、有効な法令に従って所有している資産から得た収益を受領した個人も同様となる（同条第1項）。

なお、所得税法第85条に規定されている計算方法（ブラジルレアルでの計算、暦年かつ総額基準）によって損失が認められない場合に、受領した収益や資本利得に従って納税することとなる（同条第2項）。

・ ブラジル非居住者（所得税法第3条）

ブラジル以外の国に居住しているまたはそれと同等の状況にある者により、国内で受領されたいかなる性質の収入または利益は、同法22条第1項および682条により、源泉徴収税（同法第Ⅲ巻、第620条から786条）の規定に応じて課税される。

すなわち、非居住者の所得はすべて源泉徴収税として課税され、源泉徴収後の所得で受領することとなりますが、居住者は原則として年次確定申告が必要となります。

2. ブラジル居住者となる事象

ブラジルの居住者となる事象は、所得税法第18条から21条および規範的指針第208/2002号第2条において定められ、主に派遣される方のビザの種類によります。

① 永住査証（所得税法第18条）

到着日（査証取得後最初の入国日）から、ブラジル居住者となる。

② 一時滞在査証（所得税法第19条）

雇用契約の有無で以下のような違いがある。ただし、資本利得や金融所得については、ブラジル入国日からブラジル居住者と同様に取り扱われる（同条第2号）。

・ ブラジル居住者と雇用関係がある場合（同条本文第1号）

到着日（査証取得後最初の入国日）から、ブラジル居住者となる。

・ ブラジル居住者と雇用関係がない場合（同条本文第2号）

直近12ヶ月の間に、連続しているか否かにかかわらず、累計して183日以上ブラジルに滞在した場合には、到着日にかかわらず、184日目からブラジル居住者となる。なお、この場合に、非居住者期間である183日もしくは永住査証取得日のどちらか早い日までの期間に係るブラジル国内所得は、源泉徴収税の規定で取り扱われる（同条第1項）。通常、日本法人とブラジル法人とが交わした技術援助契約等に基づいて当該日本法人の従業員が派遣されるような場合に当てはまる。

③ ブラジル国籍者

恒久的な形で帰国の場合の到着日。

ここで、居住者となった月のブラジル国外で受領した給与の取扱いですが、ブラジルの個人所得税は支払者からの支払がなされた月に課税される、いわゆる現金主義であり（規範的指針第208/2002号第16条）、たとえば当該給与支給後その月の月末までに居住者となった場合には、その月の日割計算および納税をする必要がない代わりに、当該給与支給前に居住者となった場合には、支給額全額課税対象となって納税義務が発生することにご留意ください。

3. ブラジル居住者ではなくなる事象

ブラジルの居住者ではなくなる事象は、所得税法第16条および17条、および、規範的指針第208/2002号第3条において、前記2に定める事象が消滅し、かつ、恒久的な形で出国した場合、最終出国申告を提出している際には、出国日にブラジルの居住者ではなくなると定められています。

ブラジルの居住者が、恒久的な形でブラジルから出国する場合、過年度の収入に関する申告の他に、出国する年の1月1日から、同法855条（最終出国申告）に従い同法第879条本文第Ⅰ号の連邦税課税免除証明書が必要となる日までの期間に受領した収益や資本利得に関する、最終出国申告の提出が必要となります（同法第16条本文）。

ブラジルを一時的に離れ最終出国申告を提出しない方は、その収入についてブラジル居住者と同様に課税されますが、出国後の最初の12ヶ月間は居住者として、13ヶ月目からは、非居住者として取り扱われます（同条第3項）。ただし、その12ヶ月間は連続してブラジルに入国しない必要があり、もし入国すると、入国時からまた12ヶ月数え直す点にご留意ください。

なお、同じ暦年中に、ブラジルの居住者となった後に、恒久的な形で出国する場合にも、最終出国申告は必要です（同法第20条）。

4. 納税者番号 (CPF-Cadastro de Pessoas Físicas) について

ブラジル国内で、以下に該当する活動を行う自然人は、CPFの取得が必要です（同法33条、規範的指針第1,042/2010号第3条）。

- ① 個人所得税年次確定申告 (DIRFP; Declaração de Ajuste Anual do Imposto sobre a Renda da Pessoa Física) を提出する者
- ② 相続財産承継者等
- ③ 収入に対する源泉徴収税の割引を受けるまたは税金支払義務を有する者
- ④ 従事者が周知され、雇用関係もないが、専門家の管理団体においてその活動が登録されている自由業者
- ⑤ 不動産の賃貸者
- ⑥ 不動産に対する物的担保の設定も含む、不動産取引の参加者
- ⑦ 源泉徴収税が必要となる者
- ⑧ 銀行口座、定期預金および金融商品口座の所有者
- ⑨ 有価証券、商品、先物およびそれらと同等の商品を市場で取引する者
- ⑩ 個人支払者または INSS（社会保険）の各種の年金受給資格の申請人として登録する者
- ⑪ DIRFP で扶養家族（配偶者も含む）として扱われる18歳以上の家族
- ⑫ 非居住者で、ブラジル国内に以下のいずれかの公的登録された資産を持っている者
 - a) 不動産、b) 車輦、c) 船舶、d) 航空機、e) 法人持分、f) 銀行普通預金口座、g) 金融市場投資、h) 資本市場投資

CPF登録の義務は、ブラジル連邦歳入庁の制定した規定に従い、ブラジル国内に財や権利（企業への出資や、金融および資本市場への投資を含む）を有する海外居住者である自然人にも及びます（同法同条第1項）。なお、CPFの登録が必要ではない個人も、その登録を申請することができます（同法同条第2項）。

CPFに関する詳細な規定については、同規範的指針に定められています。

Ⅲ 課税総所得

ブラジルの個人所得税における課税総所得は、資本、労働およびそれら両方で構成された収益、現金で受領した食料手当および年金、いかなる性質の利益、および、申告済収入に対応していない認識された資産の増加、のすべてで構成されます（同法第37条本文）。通常、ブラジルで支給される給与所得は、源泉徴収税の対象となります。

なお、共有資産から生じた所得を有する者は、その状況について詳細に申告する必要があります（同条単項）。

その課税は、税の発生要因としての所得の名称、名義や権利、場所、源泉国やその法的状況、収入を生じた財の源泉または収入および利益の受領形態等、納税者にとって、どんな形態や名義の収益であるかを問いません（同法第38条本文）。

駐在員個人の総所得で考えられる項目は、事業所得等を除くと、給与所得のほか、以下、1および2の形式があります。

1. 源泉分離課税項目

図表1の項目等は、源泉分離課税とされます。

図表1 源泉分離課税項目

主な項目	概要
コンクール、くじ引きなどによる賞品	賞品やサービスを受領した場合には、受領した物品等を市場価額で評価し20%の税率で源泉分離課税される（法令第3,000/1999号第677条）。
宝くじの賞金	30%の税率で源泉分離課税される（同法第676条）。
コンクール、くじ引きなどによる賞金	30%の税率で源泉分離課税される（同法第676、678条）。
利子配当に伴う支払	ブラジル法人税法特有の制度である利子配当（財務的には配当の性質を有するが、法人税上損金算入可能）は、15%の税率で源泉分離課税される（同法第668条）。
業績連動型報酬	Ⅲ 3（図表3）参照

図表2 分離課税項目

主な項目	概要
金融・資本市場取引から生じる所得	規範的指針第1,022/2010号に定められる、株式市場、商品市場、先物市場等、デイトレード等の投機的な市場取引から生じる所得には15%、17.5%、20%および22.5%（投資の期間および種類によって異なる）の個人所得税が課され、納税義務者は当該利益が生じた翌月の最終日までに支払わなければならない。
キャピタル・ゲイン	同法117条から143条に定められた、第三者に対する財産または権利の売却、交換、競売、収用、代物弁済・委任・売買予約等の取引により実現した利益をいう。また、金融商品や為替商品等の償還や解約で発生したものや、相続した財産等も含む。 通常これらの利益には15%の課税がされる（同法第142条）。キャピタル・ゲインに係る税金の支払期限は、当該キャピタル・ゲインに係る取引の翌月末となる（同法第143条）。

2. 分離課税項目

図表2の項目等は分離課税とされ、他の所得とは別に申告・納付が必要です。なお、非居住者が図表2の所得を得た場合には、居住者と同様の扱いとなる可能性がある点にご留意ください。

3. 留意事項

なお、給与所得およびその他の収入について、図表3のような留意点があります。

Ⅳ 免税・非課税所得項目

所得税法第39条および規範的指針第15/2001号第5条において免税・非課税所得の項目を定めています。主要な項目は図表4のとおりです。

なお、2013年コンフェデレーシヨンス・カップおよび2014年ワールド・カップに係る人員の個人所得税に対しては、所定の免税措置があります（法律12,350/2010号第10条、11条、法令7,578/2011号、規範的指針1,289/2012号）。

V 課税所得の控除項目

所得税法第73条から82条にかけて、課税所得の控除項目を定めており、73条では通則規定、74条から79条までは月次での調整（源泉徴収税等での調整）による控除項目、80条から82条にかけては年次申告時の調整による控除項目に分けて定めています。図表5、6、7は主な控除項目の概要です。特に、扶養控除、医療費控除および教育費控除については、控除が可能であるか否かを含め、事前に検討しておくことが望まれます。

図表3 給与所得およびその他の収入の留意事項

	留意点																		
給与所得	- 業績連動型報酬・・・暫定措置第 597/2012 号により、従業員に対してなされた利益分配としての業績連動型報酬については、他の収入とは合算せずに源泉分離課税扱いとされる。下表はその累進課税表（法律第 10,101/2000 号付表）。<table><tr><th>利益分配額 (R \$)</th><th>税率</th><th>控除額 (R \$)</th></tr><tr><td>0.00 以上 6,000.00</td><td>0.0%</td><td>-</td></tr><tr><td>6,000.01 以上 9,000.00</td><td>7.5%</td><td>450.00</td></tr><tr><td>9,000.01 以上 12,000.00</td><td>15%</td><td>1,125.00</td></tr><tr><td>12,000.01 以上 15,000.00</td><td>22.5%</td><td>2,025.00</td></tr><tr><td>15,000.00 超</td><td>27.5%</td><td>2,775.00</td></tr></table> - フリンジ・ベネフィット 間接給与の名目でのスーパー・マーケットやクレジット・カードでの支出、学校、クラブや団体等への年間料金の支払等、会社によって与えられる恩典や便宜および費用肩代わりを含む、報酬の性質を有するすべての支出について、他の給与と合わせて源泉徴収税の対象として計算される。 また、不動産の賃貸料や私的利用時における個人の交通に利用される車両の維持費、保守費、燃料費、減価償却費および各々の通貨価値修正、リースまたはレンタルの価値も含めて、これらに支払われたまたは負担した費用についても同様に受益者の間接給与として報酬に合算される（法律第 8,383/1991 号第 74 条、法令第 3,000/1999 号第 622 条）。 もし、受益者が特定できない場合には、法人に対して 35%の税率により所得の修正がなされる（法律第 8,981/1995 号第 61 条本文）。 - 現物給与 動産または不動産、約束手形、信用または譲渡可能な証券等でなされた支払は、課税所得とされるが、認識時の貨幣価値での評価額をもって、カルネ・レオン（本稿Ⅵ.2 参照）を用いて月次で評価されます（法律第 7,713/1988 号第 3 条第 4 項、法令第 3,000/1999 号第 994 条）。もし、雇用関係にない個人が受領する場合には源泉徴収されるとともに、法人によるまたは雇用関係にある個人に対する支払の場合には、その分年次申告時に修正することとなる。	利益分配額 (R \$)	税率	控除額 (R \$)	0.00 以上 6,000.00	0.0%	-	6,000.01 以上 9,000.00	7.5%	450.00	9,000.01 以上 12,000.00	15%	1,125.00	12,000.01 以上 15,000.00	22.5%	2,025.00	15,000.00 超	27.5%	2,775.00
利益分配額 (R \$)	税率	控除額 (R \$)																	
0.00 以上 6,000.00	0.0%	-																	
6,000.01 以上 9,000.00	7.5%	450.00																	
9,000.01 以上 12,000.00	15%	1,125.00																	
12,000.01 以上 15,000.00	22.5%	2,025.00																	
15,000.00 超	27.5%	2,775.00																	
その他	- 旧従業員に対する FGTS（勤続期間保障基金）の支払 FGTS の規定により、貯蓄部分、利息部分、通貨価値修正部分および罰金について、限度額までは免税扱いとなる（法律第 7,713/1988 号第 6 条第 5 号、法律第 8,036/1990 号第 28 条、所得税法第 39 条第 20 号）。 - 会社の清算配当 清算配当については、法人に対する配当金支払と同様の規定（源泉徴収税）に従って取り扱われる（法律第 9,430/1996 号第 60 条、法令第 3,000/1999 号第 146 条第 2 号）。																		

図表4 免税・非課税所得項目

主な項目	概要
食費・交通費・被服手当	雇用者から従業員に対して無償支給された、または市場価格との差額を補填された場合の、食費、交通費、制服または専用の作業服等の被服費に関する受取手当
出張日当	海外も含む当人の業務の本拠地ではない場所において役務を提供するための、もっぱら食費や宿泊費の支払に向けられる、あらかじめ決められた出張日当
転勤手当	納税者により証拠書類が揃えられた、本人および家族の転勤に伴う交通費や引越荷物の運賃等の補填手当て、合理的期間中における1回のみの支払
労働災害手当	業務上の災害に対する補償手当
重病による年金収入	労務中の災害によって引き起こされた、結核、精神異常、多発性硬化症、悪性腫瘍、失明、ハンセン病、神経麻痺による後遺障害および労働能力喪失、重度心臓障害、パーキンソン病、硬直性脊椎炎、重度腎臓障害、進行したページェット病（骨変形）、放射能汚染、AIDS、嚢胞性線維症に関して、その職業病の保有者が受領した年金または退職金収入
失業保険・各種補助等	連邦、州または連邦直轄区、市政府の公的福祉制度または民間福祉団体によって支払われた、失業保険、出産給付、疾病給付、死亡給付、災害給付の収入
労働契約およびFGTS 解消による補償	労働契約の解除または退職により、労働法または集団労働訴訟および労働裁判所によって認可された労働者協約によって保証された限度額まで、同様に、FGTS（勤続期間保障基金）の法令に従った預金、利息および関係する口座の通貨価値修正に関して、従業員または取締役、および、それらの扶養家族もしくは相続人が受領した総額まで支払われた、労働契約解除予告手当および補償
PIS および PASEP	PIS（社会統合基金。民間財形計画）および PASEP（公務員財形計画）による預金、利息、通貨価値修正および個人口座の契約者持分に係る債務の総額
傷害補償金	恩典の継続的な支払がなされる場合を除く、裁判での判決による限度額までの、事故による重度障害、事故後遺障害または死亡等の身体的な被害に対する補償金
生命保険等の受領・解約	被保険者の死亡により支払われた保険金または貯蓄、および、解約を含むあらゆるケースにおける保険料の返還
保険による物件補償	保険対象物件の損害、窃盗または強盗により受領した補償
利益配当	1993 年度の暦年決算において実質利益法により計算された、ブラジル居住者である自然人に対して支払われたまたは未払計上された利益または配当 - 出資社員または個人企業オーナーが実際に受領した、または、利益に関して契約条項が存在する場合における、法人税控除後で推定利益の合計額に至るまでの 1993 年および 1994 年の暦年度に計算された、出資比率に応じた利益 - 推定利益法によって課税された法人所得税額を超えず、対応する税金が控除された後の、出資社員、株主、個人企業所有者に対して実際に支払われた利益または配当 - 実質利益法、推定利益法または裁定利益法により課税された法人により支払われたまたは未払計上された、1996 年 1 月以降に計算された利益または配当
貯蓄預金収入	貯蓄預金（Cadernetas de Poupança）から生じた収入
抵当証券利息	抵当証券から生じた利息
年金収入	65 歳以上の方がブラジルの国、州または連邦直轄区、市、公社等から受領する年金のうち、本稿 V に記載した限度額までの収入
小額資産譲渡益	単一または同種の資産または権利の 1 ヶ月間に実現した譲渡額が 2 万レアル以下の場合の譲渡益（売却収入総額）
小額不動産譲渡益	納税者が保有する唯一の不動産で、譲渡価額が 44 万レアル未満、かつ、直近 5 年以内に他の不動産譲渡を行っていない場合の譲渡益（売却収入総額）
親族間等不動産賃貸収入	所有者による占有、または、配偶者または一親等以内の親族に無償で建物を賃貸している場合の賃貸収入
贈与・相続	贈与または相続で承継した財または権利の価値。相続の場合は相続または遺留分の生前贈与を含む

図表5 主な課税所得の控除項目 1 (社会保険料、扶養控除、年金収入)

主な項目	概要
公的社会保険料 (月次)	連邦、州または連邦直轄区、および市に対する社会保険料。なお、上限はない。
私的年金保険料 (月次)	年間課税所得の12%を限度とした、ブラジル国内の民間社会福祉団体への年金保険料
扶養控除 (月次)	扶養控除については、配偶者もしくは同居人の任意のどちらか一方のみが控除可能であり、また、被扶養者の居住地は国内・外を問わない。なお、被扶養者1人当たりの月次(年次)控除限度額は2013年度が171.97(2,063.64)レアル、2014年度が179.71(2,156.52)レアルとなる(法律第12,469/2011号)。 被扶養者となる方は、以下に該当する方になるが、本稿Ⅱ. 4 ①に記載のとおり、18歳以上の扶養家族の場合 CPFが必要となる。 i. 配偶者 ii. 5年超の同居もしくは子女をもうけた同居人(同性愛者も含む) iii. 21才以下※または心身が労務不能な全年齢の実子または継子 iv. 24才以下※で大学学士課程相当(ensino superior ou escola técnica de segundo grau)に通っている実子または継子 v. 配偶者と離婚後に判決または法的承認を経て納税者が扶養義務を有するiiiおよびivの実子 vi. 21才以下※で納税者が養育、教育し法的扶養義務を有する者(以下「養護に欠ける児童」という) vii. その父母の支援がなく、納税者が法的扶養義務を有している21才以下※または心身が労務不能な全年齢の兄妹、孫、ひ孫 viii. その父母の支援がなく、納税者が法的扶養義務を有していた21才以上24才以下※の大学学士課程相当に通っている兄妹、孫、ひ孫 ix. 課税・非課税にかかわらず年収20,529.36(2013)、21,453.24(2014)レアル以下の父母、祖父母、曾祖父母 x. 納税者が後見人または財産管理人を務める完全行為無能力者 ※申告基準日(12月31日)現在の満年齢
離婚扶養料 (月次)	判決または法的承認を経たブラジル家族法に従い支払った(仮払も含め)離婚扶養料。ブラジル国外での判決等の場合は、上級司法裁判所(STJ:Superior Tribunal de Justiça)の承認が必要となる。なお、上限はない。
65才超の 年金収入 (月次)	月次を基礎とした税金計算では、納税者が65才になった月から、連邦、州または連邦直轄区、および市の公的社会保険、いかなるブラジル国内の法人や民間社会福祉団体からの受取、未払報酬または退職に由来した資金振替、年金または恩給による収入部分について、免税になる。なお、月次控除限度額は2013年度が1,710.78レアル、2014年度が1,787.77レアルとなる(法律第12,469/2011号)。

図表6 主な課税所得の控除項目 2 (医療費控除)

主な項目	概要
医療費控除 (年次)	確定申告において、暦年中に納税者およびその被扶養者に対して実現した、医師、歯科医師、心理療法士、物理療法士、言語療法士、作業療法士および病院への支払や、臨床検査、放射線治療、人工補整器および義肢・装具および義歯に要する費用も同様に控除することができる。上限はない。なお、心身の健康の回復と維持、予防を目的とした形成外科も含むが、シリコンによる整形手術は、医師が精神的な回復のために必要と認めて診断書がある場合に限る。 ・ 付添人に係る費用・・・付添人が利用したベッドの費用は控除できない。 ・ DNA 検査・・・父性を検査するためのDNA検査は控除できない。 ・ 自宅入院・・・医療機関が発行した請求書に含まれている場合のみ控除できる。 ・ 義肢・装具・・・義足・義手、車椅子、歩行補助具、足底装具およびその他すべての背骨矯正、身体の一部または関節の欠陥を補正する整形外科用具となる。 ・ ベースメーカー・・・医療機関または専門家による請求書が必要となる。 ・ ネジ・プレート・・・整形外科または歯科手術で使用したネジ・プレートは、医療機関または専門家による請求書に含まれていれば控除可能となる。 ・ 義歯・・・入れ歯、歯冠、ブリッジ等、歯の代わりとなる用具となる。 ・ 歯科矯正用具・・・専門家による請求書が必要となる。 ・ 眼内レンズ・・・外科手術費用の一部としてみなされ、医療機関または専門家による請求書が必要となる。 ・ 輸血および臨床検査・・・法的に認められたプロフェッショナル(医師・歯科医師)またはそれらによって設立された会社によって実施されていることが必要となる。

図表6 主な課税所得の控除項目 2 (医療費控除) つづき

主な項目	概要
医療費控除 (年次) つづき	・ 介護福祉士、マッサージ師、看護師・・・医療機関により発行された請求書に含まれることと、納税者またはその扶養家族の入院のために要していることが必要となる。 ・ 医療保険・・・医療保険 (Plano de Saúde) に参加している月次の、納税者本人またはその扶養家族の医療費を対象とした支払であれば、控除可能となる。 ・ 薬・・・医療機関または専門家による請求書に含まれていない限り、控除できない。 ・ 交通費・・・控除できない。 ・ 海外診療費・・・証明されていれば可能となる。

図表7 主な課税所得の控除項目 3 (教育費控除、弁護士・訴訟費用)

主な項目	概要
教育費控除 (年次)	確定申告において、納税者またはその被扶養者が学ぶために教育機関に支払った就学前教育、初等教育、中等教育 (日本の中学から高校までを含む)、高等教育 (大学学部、修士・博士課程を含む)、および専門または職業教育に係る授業料について、控除することができる。なお、納税者または扶養者 1 人当たりの年次控除限度額は 2013 年度が 3,230.46 レアル、2014 年度が 3,375.83 レアル (法律第 12,469/2011 号)。 ・ 授業料の範囲・・・月間または年間授業料をいい、制服、交通費、教材費、計算機やコンピューターの購入費等は含まれない。 ・ 幼児教育・・・0 歳児から 6 才児までを対象とした、基礎段階の義務教育に先立って行われる、児童教育に要した費用を含む、保育園および類似の施設や幼稚園で提供されるもの。 ・ 専門教育・・・高等教育 (大学・大学院) 終了後になされ、教育機関の条件に該当するもの。たとえば、大学院の Lato Sensu(MBA 等の社会人大学院課程のようなものであり、ブラジル教育省の定義では最低 360 時間の課程が必要となるが、必ずしも修士学位や博士学位の取得を目指すものではない)。 ・ 職業教育・・・職業教育とは、以下の 2 つのレベルを含んでいる。 - i - Técnico (専修学校の専門課程に対応)・・・一定の学歴があるか中等教育を修了し、11 年の基礎的教育を受けた学生が専門的資格を与えることを目的とした教育課程 - ii - tecnológico (高等専門学校に対応)・・・中等教育または専修学校の専門課程を修了することを目的とし、科学技術分野の高度なレベルに対応した教育課程 ・ 実子および継子・・・実子および継子の教育費は、彼らが 21 才以下、または、高等教育課程もしくは職業教育課程の第 2 レベルにある場合には 24 歳以下までにかかる教育費が控除対象となる。なお、彼らに収入がある場合には、納税者の年次確定申告の際に加算することとなる。 ・ 離婚前の教育費・・・離婚後に実子および継子の養育義務を有しなくなる場合には、離婚前の期間に要した教育費についてのみ年次控除額まで控除できる。 ・ 孫、ひ孫、兄弟、従兄弟、甥姪・・・孫、ひ孫および兄弟については、それらの親が教育費の負担に耐えられない事情があり、21 歳以下で養育義務を有し被扶養者となっている、または、年齢に関係なく仕事に対して心身に障害を有し、納税者の被扶養者となっている場合にのみ教育費の控除が認められる。なお、それらが 21 歳以上 24 歳未満で、高等教育課程もしくは職業教育課程の第 2 レベルにある場合には、21 歳まで養育義務を有していた場合に控除できる。従兄弟または甥姪については、それらが 21 歳以下の「養護に欠ける児童」であり、納税者が養育義務を有する場合にのみ控除が認められる。 ・ 養護に欠ける児童・・・それらが 21 才以下かつ納税者が養育義務を有する場合には、それらに対する教育費は、控除できる。 ・ 裁判所の宣告・・・裁判所の宣告に基づく教育費の支払については、年次控除額まで控除が認められる。 ・ 修士・博士課程進学選考の論文のための費用・・・これらに関して要した費用の控除は認められない。 ・ 百科事典、書籍、刊行物、専門書・・・これらの取得費用の控除は認められない。 ・ 入試予備校費用、語学、音楽、ダンス、スポーツおよび裁縫教室費用、PTA 費用・・・これらに関して要した費用の控除は認められない。 ・ 海外で支払われた被扶養者の教育費・・・あくまで、前述の各課程に準じた通常教育課程に従い、法的に認められた文書に従って証明された費用のみ控除が認められる。なお、外貨で支払われた教育費の換算については、所定の換算方法でブラジルレアルに換算された後に控除される。 ・ 国内または海外留学費用・・・これらに関して要した費用の控除は認められない。 ・ 教育ローンの支払・・・あくまでこれらは借入金の返済であり、教育費以外にこれらに関して要した利息等、費用の控除は認められない。
弁護士・訴訟費用 (年次)	ブラジルでの離婚訴訟等の判決によって収入が生じた場合には、当該宣告があった年度に支払われたブラジルでの弁護士・訴訟費用等について、確定申告において控除可能となる。

Ⅵ 申告方法

以下に述べる年次確定申告義務者は、その年間総所得、所得控除および税額控除項目等について、オンラインで申告するとともに、不足金額の納付を翌年4月最終営業日までに済ませなければなりません。また、国外で稼得している所得については、後述するカルネ・レオンという制度により、毎月申告・納税しなければなりません。

1. 年次確定申告の義務について

2012年度の個人所得税に関し、2013年4月末までに確定申告をする必要があったのは、以下の条件に該当する方々です（規範的指針第1,333/2013号第2条（2013年2月18日公布））。

- ① 年間課税所得合計が 24,556.65 レアル超の者
- ② 免税、非課税および源泉分離課税所得合計が 4 万レアル超の者
- ③ 資産譲渡によるキャピタル・ゲイン、課税要因となる株式、コモディティ商品、先物等の取引を行った者
- ④ 2012 年 12 月末現在で、更地も含め、30 万レアル超の財産を有する者
- ⑤ その年にブラジル居住者となった者
- ⑥ 居住用不動産の買換特例（180 日以内の取引による免税措置）を利用した者

2. カルネ・レオン（Carnê-Leão）について

ブラジルでは、以下に該当する所得を有している居住者は、所得等を受領した翌月末にカルネ・レオンと呼ばれる月次国外所得申告を提出するとともに、計算された前払税額をDARF（Documento de Arrecadação de Receitas Federais、納付書）によって納付しなければなりません（規範的指針第15/2001号第21条）。

- ① ブラジル国内源泉所得が課税されていない、個人から受領する所得
- ② ブラジル国外を源泉とした所得またはその他の経済価値
- ③ 司法機関の補助者（公証人、書記等）の受取報酬等
- ④ ブラジル法の判断に基づく扶養手当の現金収入
- ⑤ ブラジル居住者が受領した、大使館等へのサービス提供による収入
- ⑥ 貨物運送収入、および、トラクター、土木作業機械および収穫用機械等によるサービス収入
- ⑦ 旅客運送収入

すなわち、日本等ブラジル国外で給与、賞与や留守宅手当等を受領した場合には、カルネ・レオンおよびDARFによっ

て、その月に受領した他のブラジル国外所得等と合算して、所定の換算方法でブラジルレアルに換算されて、月次所得源泉税率表に基づき、翌月末の最終営業日まで申告・納付しなければなりません。この場合、ブラジル国内源泉所得は源泉所得税の規定に従って処理されるため、カルネ・レオンでは合算して申告されずに、年末の確定申告の際に、期中の換算を修正することなく合算調整されます（規範的指針第208/2002号第16条）。

3. 夫婦等の合算申告

その他、ブラジルの個人所得税では、夫婦や5年超同棲しているパートナー等については、合算して申告することも選択できます（所得税法第8条、法律第8,971/1994号及びPGFN/CAT第1,503/2010号）。

4. ブラジル中央銀行申告

税務上のブラジル居住者で、12月31日現在におけるブラジル国外に保有する資産等の市場価値合計が10万米ドルを超える方は、この報告を提出する必要があります（2001年11月29日決議第2911号）。

これは、原則として、すべてのブラジル国外の資産を含まなければならない、年次で提出することとなります。当報告は、課税対象となる暦年の翌年4月5日まで（毎年変わる）に提出する必要があります。また、資産が報告されていないケースの場合、最大25万レアルを限度とした罰金が科されることとされています。

留意すべき点として、このブラジル中央銀行に対する報告は情報提供目的に過ぎず、課税徴収の性質を持たない報告によっていかなる追加的な税金支払義務を引き起こすこともないとされていますが、当該情報は、税務当局により、正味保有資産の増加が所得税申告書で申告されている所得を裏付けているかどうかについて確かめることに、利用されるおそれもあります。

Ⅶ 計算方法

年次確定申告を行うにあたっては、総所得のうち、前述Ⅲの源泉分離課税項目および分離課税項目を除いた後、前述Ⅴの課税所得控除項目もしくは後述する簡易控除申告による控除額を控除した後の所得額に対して税率を乗じ、さらに税額控除および源泉徴収やカルネ・レオンによる前払税額を控除して、最終納付（還付）額を計算します。

1. 簡易控除申告

すべての納税者は、ここで述べている原則的な所得控除等の計算に代わって、簡易控除申告制度 (Desconto Simplificado) を選択することができます。この制度は、年間15,197.02 (2013年)、15,880.89 (2014年) レアルを上限として、課税所得の20%を所得控除項目として取り扱うものですが、海外での納税額の控除や各種税額控除の利用はできなくなります。また、申告期間を過ぎた後に申告方法を変更することはできません。

2. 税額控除

所得税法第90条から102条にかけて、税額の控除項目を定めており、図表8は主な税額控除項目です。これらも、納付すべき所得税額から控除することが認められます。

特に、図表8のⅠからⅤまでの項目の合計額は、年間要納税額として計算された金額の6%、図表8のⅦおよびⅧはそれぞれ1%を上限として控除することができます。また、図表8のⅥの項目については、年間要納税額からⅥを除いた他の控除額を除いた額以下であり、かつ、毎月の上限が法定最低給与額の12%と定められています (例- 2013年度、月81.36レアル)。

3. INSS (社会保険) 従業員負担分

参考までに、社会保険に関する従業員の負担金は、特定の累進表に基づき、雇用主よりも低い負担率 (8%~11%) で拠出され、毎月雇用主による源泉徴収手続を経て納付されます。たとえば、月に4,159.00レアル以上の給与を受け取る従業員等が支払う毎月のINSSは、給与金額の11%を限度とします (MPS/MF 命令第15/2013号)。

図表8 主な税額控除項目

主な項目	概要
Ⅰ. 青少年保護基金	連邦、州または連邦直轄区、および市が監督する青少年保護基金への寄付
Ⅱ. 高齢者基金	連邦、州または市が運営する高齢者基金への寄付
Ⅲ. 文化振興	国立文化基金 (FNC) を通じた、ブラジルの伝統文化を保護することを主な目的とした文化振興への寄付
Ⅳ. 映画活動振興	ブラジルでの映画活動に対する投資等
Ⅴ. スポーツ振興	スポーツ省によって事前に承認されたスポーツ事業に対する寄付等
Ⅵ. 家事ヘルパーの社会保険料	家事ヘルパーとして雇用している者に対する雇用主負担分の社会保険料の一定額までの控除が認められる
Ⅶ. 障害者の健康のための国家プログラム	Pronas-PCD と呼ばれるプログラムへの寄付等
Ⅷ. がん患者等への国家プログラム	Pronon と呼ばれるプログラムへの寄付等

図表9 2013年度および2014年度の月次および年次 (カッコ内) の所得税

(2013年度)

所得一下限 (レアル)	所得 - 上限 (レアル)	税率 (%)	控除可能金額 (レアル)
0.00	1,710.78 (20,529.36)	0.00%	0.00
1,710.79 (20,529.37)	2,563.91 (30,766.92)	7.50%	128.31 (1,539.70)
2,563.92 (30,766.93)	3,418.59 (41,023.08)	15.00%	320.60 (3,847.22)
3,418.60 (41,023.09)	4,271.59 (51,259.08)	22.50%	577.00 (6,923.95)
4,271.60 (51,259.09)	—	27.50%	790.58 (9,486.91)

(2014年度)

所得一下限 (レアル)	所得 - 上限 (レアル)	税率 (%)	控除可能金額 (レアル)
0.00	1,787.77 (21,453.24)	0.00%	0.00
1,787.78 (21,453.25)	2,679.29 (32,151.48)	7.50%	134.08 (1,608.99)
2,679.30 (32,151.49)	3,572.43 (42,869.16)	15.00%	335.03 (4,020.35)
3,572.44 (42,869.17)	4,463.81 (53,565.72)	22.50%	602.96 (7,235.54)
4,463.82 (53,565.73)	—	27.50%	826.15 (9,913.83)

VIII 税率

2013年度および2014年度の月次および年次の所得税は、図表9の税率で源泉徴収および申告納付されます（法律第12,469/2011号第1条およびブラジル財務省HP）。

IX 更正・罰金・遅延利息

1. 更正

ブラジル税制上、納税者は直近5年分の更正を請求する権利がありますが、法令第3,000/1999号第898条の定めにより、申告書提出日から数えて5年間は請求できることになります。なお、後述の延滞金の対象にはなりません。

2. 罰金・遅延利息

納税申告義務を有する者が期限後に申告、または無申告であった場合には、以下の計算式で、罰金を支払うこととなります（法令第3,000/1999号第963条）。

- ・ 年間要納税額の20%を最高限度額、165.74 レアルを最低限度額として、毎月あたり当該金額の1%分
- ・ 要追加納税額がない場合には、165.74 レアル

また、支払期限日を過ぎて納税した場合には、要納税額の20%を最高限度額として、納付期限日の翌日から1日あたり要納税額の0.33%の罰金を支払うこととなります（法令第3,000/1999号第950条）。

さらに、上記の罰金とは別に、遅延利息として要支払月の翌月から毎月要納税額にSELIC（ブラジル政府政策金利）金利を乗じて計算された遅延利息を支払う必要があります。なお、最終月は常に要納税額の1%で計算されます（法令第3,000/1999号第953条）。最高で8回まで可能な分割払の際も同様の金利が適用されます（法律第9,250/1995号第14条）。

X 実務上の考察

1. 実務手続の流れ

まず、VI. 2. で述べたとおり、駐在者がビザ取得後に最初

に入国した月から申告義務が生じ、入国した月の翌月末には、納税義務が生じます。また、VI.1.に述べたとおり、ブラジル居住者となった最初の年は、年次申告義務もあり、月次申告調整情報等も必要となりますので、CPF取得後、速やかにブラジルでの税務顧問にご相談することをお勧めします。また、その後は、年次申告時の情報アップデートだけではなく、扶養家族の変更や投資資産の異動等があった場合にも同様です。帰任される際の最終出国前にも、特にブラジル子会社の代表者として赴任されている方の手続は、定款変更手続等も伴いますので、なるべく早めに相談されることをお勧めします。

なお、ブラジル国外にいる扶養家族のCPFを取ることも可能ですが、ブラジル大使館での公証手続等が必要となりますので、ご本人が赴任される前にご相談されることをおすすめします。

2. ブラジル国外で雇用されたブラジル国籍者の ブラジルへの派遣によるリスク

ブラジルのビザを取得するのは時間や費用がかかり、ビジネスのスムーズな展開を阻害する要因にもなりますが、このような問題等を避けるために、ブラジル国籍を有する方をブラジル国外で雇用し、その方がブラジルに帰国する形で国外にある会社の支援を行うケースが一部で見られます。また、独占的排他的な契約形態でブラジル在住の個人と販売代理店契約を結ぶ行為も見られます。

これらの行為は、ブラジルでの個人所得税の申告が確実になされているかを監視できないだけでなく、労働者保護の強いブラジルにおいて訴訟になった場合、ブラジルでの労働者とみなされるばかりか、過去に遡って未払の労働保険や個人所得税を国外の会社が支払うことになる、またはPEとして認定されて企業所得税等が追加で認定されるリスクが存在することに留意が必要です。

【バックナンバー】

「ブラジルの移転価格税制」（AZ Insight Vol.56/Mar 2013）

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG ブラジル
サンパウロ事務所
グローバル・ジャパニーズ・プラクティス
シニアマネジャー 赤澤 賢史
TEL: +55-11-2183-6269
sakazawa@kpmg.com.br

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.